令和7年度 北海道森と緑の会 公募事業について

(公社) 北海道森と緑の会が実施する「令和7年度 北海道森と緑の会 公募事業」を、次により募集します。

事業の実施を希望する団体は、「別記様式1」の要望書に必要事項を記入の上、期日までに「北海道森と緑の会」、又は、最寄りの「森林管理署(支署)」、「(総合)振興局産業振興部林務課」を通じてご応募下さい。

なお、デジタル化を推進し事務処理の効率化を図るため、押印を省略し、原則、 電子メールによることとしています。(電子メール申請ができない団体は、ご相談く ださい。)

また、初めて応募される団体は、団体の概要がわかる書類(規約、会員名簿、総会議案等)の添付をお願いします。

提出された要望書は、内容を審査し、緑の募金運営協議会及び森と緑の会緑化公募事業審査会による意見聴取後、3月中旬を目途に、事業採択の適否等について、電子メールにより応募者へ通知します。

記

1 提出書類

令和7年度「北海道森と緑の会 公募事業」要望書 ・・・ 別記様式1

- 2 助成対象事業 ・・・ 別表 1 「北海道森と緑の会 公募事業」概要のとおり
- 3 助成対象経費 ・・・ 別表 2 「助成対象経費」のとおり
- 4 助成対象者

民間の非営利団体・法人

- ①特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)
- ②規約等により、適正な運営と助成金の使途に係る条件の遵守が確実と認め られる団体等

個人(森林保全等に係る「調査研究」に限る。)

5 要望書の提出期限

令和7年1月31日(金)必着

6 要望書の提出先 及び 問合せ先

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 1 林業会館 3F

公益社団法人 北海道森と緑の会 事務担当 大澤

TEL: 011-261-9022 FAX: 011-261-9032

E-mail: oosawa@h-green.or.jp

令和 年 月 日

令和7年度「北海道森と緑の会 公募事業」要望書

公益社団法人 北海道森と緑の会 理事長 山 谷 吉 宏 様

₹

団体の住所: 団体の名称:

代表者職・氏名: (押印は省略)

担当者職・氏名: (必ず記載)

担当者連絡先: (団体の住所と相違する場合は住所を記載)

TEL: (必ず記載) FAX: <u>(あれば記載)</u>

E-mail: <u>(必ず記載)</u>

令和7年度「北海道森と緑の会 公募事業」による助成を受けたいので、次のとおり提出します。

予州/平俣「ル	<u>(海道森と緑の会 公募事業」による助成を受けたいので、次のとおり提出します。</u>
事 業 名	「○○森林被害復旧事業」、「○○少年団育成事業」のように簡潔に記載
事業の目的	「事業の目的」を具体的に記載
重点課題選択 (必ずどれかーつを 選択して●を記入)	①「災害復興支援」、「森づくり活動における安全確保」、「リーダーの養成」、 「ネットワーク形成支援」等による森林ボランテア活動支援
	②緑を守り育てる「緑の少年団」の設立、育成、指導等による次世代の育成
	③ICT の活用をはじめとした、森林の公益的機能、持続的な森林づくりの循環等に関する研究
	④地域材の利用推進等山村資源の有効活用等による山村地域の活性化
	⑤その他、森林の保全や地域の緑化等に資する活動
事業の内容	上記の重点課題を踏まえた活動内容を具体的に記載するとともに、植栽又は保育の 面積、主な植栽樹種・本数などについても記載
実 施 場 所	事業を実施する「市町村名」及び具体的な場所を記載
実 施 期 間	(始期)令和 年 月 日~(終期)令和 年 月 日 ※期間は正確に!
参加予定人員	名
総事業費	千円(内自己資金等 千円) (千円単位)
交付要望額	千円(千円単位)
交 付 対 象 経費の内訳	別紙「資金計画等」のとおり
団体の主な活動内容会員数など	「緑の募金」活動への取り組み内容については、資金計画等の「2」に記載願います。

- 注(1)「緑と水の森林ファンド事業」は、事業開始が7月1日以降となるので、実施期間は注意
 - (2) 事業の実施場所を示す図面等を添付する
 - (3) 初めて応募する場合は、団体の規約、会員名簿、総会の議案等、団体の概要がわかる書類を添付する
 - (4) 採択通知等の連絡は全てメールで行う

資 金 計 画 等

1. 資金計画

計

(1) 収入				(単位:千円)
区 分	予算額	内	訳	
公募事業交付金				
自己資金等				

(2) 支出 (単位:千円)

(2) 文出				(単位:十円)
区分	総予算額 (A)	公募事業交付金 (B)	自己資金等 (A)-(B)	内 訳
謝金				
使用賃借料				
原材料費				
保険料				
消耗品費				
印刷費				
通信費				
旅費				
委 託 料				
食料費				
その他経費				
計				

※区分にあてはまらないものは、その他経費として、内訳欄に内容を記載してください

2. 「緑の募金」活動へのご協力予定 ※該当する事項を(○で囲んでください)

募金への協力	します ・ しません
具体的な手法	家庭募金・学校募金・街頭募金・職場募金・企業募金・個人募金
その他	

「北海道森と緑の会 公募事業」概要

■「北海道森と緑の会 公募事業」の概要

当会では、

- ・「緑の募金」による寄附金(事業実施期間: R7.4.1~R8.2 末日)
- ・「緑と水の森林ファンド都道府県事業」(事業実施期間: R7.7.1~R8.6 末日)
- ・「ゴルファー緑化事業」(事業実施期間: R7.4.1~R8.2 末日)

などを原資として、森林の整備・保全や緑化の推進、緑の少年団の育成などに関する事業経費の助成を 行うため「北海道森と緑の会 公募事業」として、一括して募集します。

ただし、「ゴルファー緑化事業」については、公益社団法人ゴルフ緑化促進会取り組みに協力している北海道クラシックゴルフクラブ(安平町)の所在市町村及び周辺の市町村で実施しているものから募集します。

1. 助成対象者

民間の非営利団体・法人

- ①特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)
- ②規約等により、適正な運営と助成金の使途に係る条件の遵守が確実と認められる団体等個人(森林保全等に係る「調査研究」に限る。)

2. 対象となる活動

森林の整備や身近な緑化の推進、緑の少年団の育成など、次の各号に掲げる重点課題に基づき、北海道内で事業を実施するもの

- ①「災害復興支援」「森づくり活動における安全確保」「リーダーの養成」、「ネットワーク形成支援」 等による森林ボランティア活動支援(上限額100万円)
- ②緑を守り育てる「緑の少年団」の設立、育成、指導等による次世代の育成(上限額100万円)
- ③ICT の活用をはじめとした、森林の公益的機能・持続的な森林づくりの循環等に関する調査・研究活動(上限額50万円)
- ④地域材の利用推進等山村資源の有効活用等による山村地域の活性化(上限額50万円)
- ⑤その他、森林の保全や地域の緑化等に資する活動(上限額20万円、ただし花苗の植栽については 上限5万円)

3. 助成金額

各活動区分に応じた上限額を設定

※ 予算の範囲内で事業規模・内容等に応じて決定

4. 応募方法

別記様式1の「北海道森と緑の会 公募事業」要望書(WORD)に必要事項を記入の上、期日までに「公益社団法人北海道森と緑の会」宛に提出する。

※ 活動の重点課題の選択、事業の内容、実施期間、資金計画等については必ず記載すること。

本公募での採択は、単年度です。

5. 応募期間

令和6年12月16日(月)~令和7年1月31日(金)[必着]

6. その他

- (1) 要望状況によっては要望額の大幅な減額があり得ますので、減額されても事業を実施できる事業計画を立ててください。
- (2) 採択の通知後に、それぞれの事業に基づく申請書を3月末までに提出していただきます。
- (3) デジタル化を推進し事務処理の効率化を図るため、要望書の押印を省略し、原則、電子メールによることとします。(電子メール申請に対応できない団体は、遠慮無くご相談ください。)
- (4)採択が決定した後、報道発表を行います。

助成対象経費

区	分	内容
謝	金	講師・指導者経費(講師・指導者の旅費・宿泊費を含む)(注 1)
使用賃借料	料	バス・車両・機械等借上料、会場借上料など
原材料	費	苗木、支柱、肥料、標識、資材など (注 5)
保険	料	ボランティア傷害保険、損害賠償保険など
消耗品資	費	事務用品、インク代・器具・用具代、替え刃、燃料代など (注 5)(注 7)
印刷	費	報告書・パンフ・チラシなどの作成に掛かる経費
通信	費	郵送料、振込手数料、切手、八ガキなど (注 6) (注 7)
旅	費	集合・解散場所から作業現場までの交通費 (注1)(注2)(注4)
委託为	料	地拵・作業道等整備のため、一部を委託したもの
食料	費	助成対象外 (注 3)

助成対象外経費

	講師の謝金については上限 2 万円以内、宿泊費については 1 万円以内です。
(注 1)	それを超える部分については関係者負担となります。
	ボランティア活動に参加する会員・参加者の人件費・労賃・宿泊費・自宅から
	集合場所までの旅費は、助成金交付の対象とはなりません。
(注 2)	ボランティア活動に参加する会員・参加者のホテル・旅館・厚生施設等の宿泊
	費は、助成金交付の対象とはなりません。
	弁当・お茶・食材・調味料等は食料費となり、助成金交付の対象とはなりませ
(注3)	h.
	ただし、熱中症対策に係る飲料水(水のペットボトル含む)は除く。
(注 4)	ボランティア活動に参加する会員・参加者の居住地から集合・解散場所までの
(注4)	旅費は、助成金交付の対象とはなりません。
(注 5)	刈払機、チェンソー、デジカメ、パソコン、ドローンなどの機械・器具・備品
	の購入は、助成金交付の対象とはなりません。
(注6)	商品券・図書券等の金券は、助成金交付の対象とはなりません。
(注7)	印刷費を除く事務費(事務用品や通信費)は、交付要望額(交付金額)の20%
	以内としてください。